

令和2年 第1回 安中市農業委員会会議録

1 開催日時 令和2年1月27日(月) 午前11時00分～午後1時30分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (15人)

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉 壽義雄	6番 白石 隆
	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫	10番 上原恵美子
	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一	13番 佐藤 恒雄
	15番 宇佐美幸雄	16番 上原 見徳	17番 竹内 佳重

4 欠席委員 (2人)

7番 内田 忠雄	14番 飯野 優
----------	----------

5 議事日程

日程第 1	議席の指定について
日程第 2	議事録署名人の指名について
日程第 3	会務の報告について
日程第 4 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 5 議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6 議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請審議について (県知事許可分)
日程第 7 議案第4号	公売農地の買受申込者適格認定について
日程第 8 議案第5号	農用地利用集積計画の承認について
日程第 9 議案第6号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	上原 充	庶務兼農業振興係長	山田 幸則
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	小川 隆康		

会議の概要

議長 ただいまから令和2年第1回農業委員会総会を開会します。

出席委員は17名中15名で定足数に達しておりますので、総会は成立いた

しました。

また、7番委員内田忠雄委員、14番委員飯野優委員から欠席届が出されていますので、報告します。

それでは、日程第1、議席の指定について議題とします。

上原見徳委員が就任されましたことに伴い、議席を決定いたします。

お諮りします。議席の決定については、安中市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長が定めることになっておりますが、これにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、上原見徳委員の議席を16番に決定いたします。

16番委員は、そのまま席にご着席願います。

次に、日程第2、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項の規定による議事録署名人ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 それでは3番委員、山田茂委員・13番、佐藤恒雄委員の両氏を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第3、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。10ページをご覧ください。

令和元年12月25日開会の第13回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係1件、第5条関係17件につきましては、令和2年1月20日付で許可書を交付いたしました。

続きまして、11ページをご覧ください。現況証明の12月分の取り扱いについてですが、3件、5筆の申請があり、転用許可の目的どおり利用されていることを確認し、証明書を交付いたしました。

続きまして、別紙でお配りしたA4の1枚紙で、令和2年度第1回総会報告案件一覧をご覧ください。安中市農業委員・安中市農地利用最適化推進委員の任命・委嘱式が1月9日に行われ、市長と竹内会長により、上原見徳農業委員、萩原寛子農地利用最適化推進委員の任命・委嘱が行われました。ぐんま農業委員女性ネットワーク第2回理事会が、1月17日に前橋市公社総合ビルで開催され、上原恵美子委員が出席しました。令和元年度ぐんま農村男

女（とも）に輝くフェスティバルが、1月20日に前橋市総合福祉会館で開催され、上原恵美子委員が出席しました。群馬県農業会議の第10回常設審議委員会が1月20日に前橋市の農協ビルで開催され、竹内会長が出席しました。農業会議役員等意見交換会が、1月20日に渋川市伊香保町の千明仁泉亭で開催され、竹内会長が出席しました。令和元年度農業委員会活動推進研修会・船津賞表彰式が1月23日藤岡市のみかぼ未来館で開催され、農業委員16名、農地利用最適化推進委員15名の皆様に出席いただきました。報告は以上です。

議長 次に、日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議について議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年1月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は議案書1ページ記載の5件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

4番。

4番委員 4番です。農地法第3条関係の1番でございます。この案件につきましては、先日21日に、皆さんに現地をご確認いただいたところでございます。本日午後、本人が見えますので、いろいろ説明があると思いますので、よろしく願いを申し上げます。

以上。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。

議長 なければ、ただいま意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号について、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番から4番の3件、3班に5番の1件、以上5件を付託します。

次に、日程第5、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案のうち番号17番は、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限規定に該当するため、番号1番から16番及び18番から27番を案件1、番号17番を案件2として、2回に分けて審議いたします。

初めに、案件1を議題とします。番号17番を除く案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 最初に、案件1よりご説明申し上げます。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和2年1月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

続きまして、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和2年1月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第2号、農地法5条の申請は、議案書2ページから4ページ記載の1番から16番及び18番から27番までの26件、計画変更申請が5ページ記載の1件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

案件1について意見のある方はお願いいたします。

4番。

4番委員 4番です。農地法第5条関係の1番でございます。これは、ただいま申し上げた3条の案件と同一なので、3条で申し上げた案件の説明と同じでございます。

続いて、5番、6番、この案件は、場所が2つとも隣の場所でございます。現地を確認したところ、場所は〇〇のすぐ北側になります。周りの畑に影響もないと思いますので、よろしく願いいたします。

また、22番の案件でございます。農業用倉庫ということで、問題ないと思
いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

2番。

2番委員 2番です。議案第2号、農地法第5条の3番と4番について説明させていただ
きます。先日現地調査のとき、航空写真にて確認していただいた案件でござい
ますが、過日この案件は一度許可されていますが、内容変更を伴ったというこ
とで、一度棄却されて再申請されておりますので、よろしくご審議をお願いし
ます。周辺農地への影響はないと考えます。

また、12番ですが、こちらも過日航空写真で確認していただいた案件でござ
いますが、周辺農地への影響はないと考えられますので、ご審議の参考に
お願いいたします。

議 長 11番。

11番委員 11番です。2号議案、第5条関係の11番ですが、この11番については、
〇〇の東方、それからその東方は〇〇という、その間に挟まれた土地でござい
ます。特に他の農地に与える影響はないと思いますので、よろしくご参考にし
てください。

それから、14番、これはさきに23日に現地調査していただいたところで
ございますが、特に問題はないと思われまますので、よろしくお願いいたしま
す。

議 長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。議案第2号、農地法第5条の7番、8番です。7番は、先日現地調
査してもらったところでありまして、問題ないと思います。

8番ですが、国道のちょっと北へ畑1枚入って、その場所の西側は太陽光
で、その東は住宅地でありまして、周りはみんな住宅地になっておりますの
で、問題ないと思いますので、ご審議の参考にしてください。

議 長 ほかにございますか。

12番。

12番委員 12番です。第2号議案、5条の18番と19番でございますが、21日の現
地調査で対象になった土地でございます。

まず、18番につきましては、国道が大きくS字状に曲がったカーブのところに、出口が、西側の面が接しておりまして、非常に上り車線が確認しづらいところで、先日も車両が沿道にとめられないため、多少迂回して離れた場所に車をとめまして、北側の高台からのぞき込むような形で俯瞰をしていただいた土地でございます。周りの農地に影響ないと思いますので、申請どおり進めてもらって差し支えないかと思えます。

それから、19番でございますが、申請者の宅地に隣接した2筆でございます。西側の水田を含む農地一帯とは、道路によって隔てられた地形となっております。この太陽光施設設置で問題ないかと思えますが、審議のご参考にさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長 ほかにもございますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第2号、農地法第5条関係の15番、16番でございます。15番は、21日に現地調査して皆さんに見ていただきましたが、南側と東側は道路、それで北側に宅地と、西側が農地ということになっておりまして、周りに影響することはないと思えますので、審議の参考をお願いいたします。

16番につきましては、こちらは〇〇というところで最も高いところなのですけれども、周りに大分太陽光ができております。この該当地も、道路と、あと雑種地と、それから畑に囲まれているところで、周りに与える影響がないと思えますので、審議の参考によろしく願いいたします。

議長 ほかにもございますか。

15番。

15番委員 15番です。議案の2号、5条関係の申請で、20番になります。前回の現地調査で皆さんに立ち会いいただきました。農地の種類も2種農地でありまして、周りの耕作に影響もないと思えますので、よろしくご審議お願いをいたします。

議長 ほかにもございますか。

委員 なし。

17番委員 なければ17番から説明いたします。

第5条の2番の案件なのですが、この場所については、地図で見ると、ちょっと空いているような形になっているのですけれども、その西側のところに

は家が建っております。北側については道路、南側については農地なのですが、ここについては問題ないと思われま。

13番については、この場所については、北側が道路と申請者の家のところ、東側は宅地になっております。西側が駐車場、そういう形になっているところで、農地については問題ないと思われま。

それから、23番については、この場所についても北側が道でございます。西側と東側は宅地になっております。この南側については、前に申請が出されておりました。ここは太陽光ができるようになっておりますので、ほかの耕作には問題ないと思われまので、よろしくお願いま。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りしま。議案第2号、案件1については、審査班に審査を付託したいと思いますが、なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から8番の8件、2班に9番から16番の8件、あわせて計画変更1番の9件、3班に18番から27番の10件、以上27件を付託しま。

次に、議案第2号、案件2、番号17番を議題としま。

本件は、5番委員が、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限規定に該当するため、これを審議の間、5番委員の退場を求めま。

(5番委員退室)

議長 それでは、案件2について事務局の説明を求めま。

事務局 案件2の説明を申し上げます。

議案第2号、農地法5条の申請は、議案書3ページ記載の17番1件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えま。

以上で説明を終わります。よろしくお願いま。

議長 説明が終わりました。

案件2、番号17番について、地元委員で意見のある方はお願いま。4番。

4番委員 4番です。農地法第5条、17番の案件でございます。現地を確認したところ、〇〇の南側に当たり、〇〇との間にあります。周り等の影響もないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ほかにごございますか。

委員 なし。

議長 なければ、ただいま委員から発言がありましたので、お含みおきください。それでは、お諮りします。議案第2号、案件2、番号17番について、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思います。これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、2班に17番の1件を付託します。

ここで、5番委員の議事参与を認め、入場を許可します。

(5番委員入室)

議長 次に、日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議について(県知事許可分)を議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。令和2年1月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第3号、農地法第5条、県知事許可申請分は議案書6ページ記載の1件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。ないですか。

委員 なし。

議長 それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合には、連合審査にしたいと思います。これに異議ありませんか。

- 委員 異議なし。
- 議長 異議なしと認め、1班に1番の1件を付託します。
次に、日程第7、議案第4号、公売農地の買受申込者適格認定についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第4号、公売農地の買受申込者適格認定について。令和2年1月27日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。
議案第4号、公売農地の買受申込者適格認定についての申請は議案書7ページ記載の1件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、公売適格者として認定されると考えます。
以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。
- 議長 説明が終わりました。
本案について、地元委員で意見のある方はお願いします。ないですか。
- 委員 なし。
- 議長 それでは、お諮りします。議案第4号について、審査班に審査を付託したいと思います。
なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合には、連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長 異議なしと認め、3班に1番の1件を付託します。
ここで書類審査のため、暫時休憩とします。
なお、再開は1時です。よろしくをお願いします。
- (休憩午前 11 : 42)
- (書類審査)
- (再開午後 1 : 00)
- 議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。
休憩中、1番委員が所用により退席しておりますので、現在出席委員は17名中14名で、定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告します。
それでは、運営内規に基づき、議案第2号1番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

- 委員 異議なし。
- 議長 異議なしと認め、議案第2号1番案件の申請者から説明を求めます。
(1番申請者入室)
- 事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。
- 1番申請者 お世話になります。〇〇の〇〇といます。農業委員会さんの申請を担当しております。よろしくお願いします。
- 1番申請者 こんにちは。〇〇県〇〇市で株式会社〇〇という、本業は花屋なのですが、サカキの栽培も行っております〇〇と申します。本日はよろしくお願いいたします。
- 1番申請者 お世話になります。〇〇の〇〇と申します。主に営業をやっていますので、太陽光関係の質問だったら、何でも私のほうに聞いていただければと思います。よろしくお願いいたします。
- 1番申請者 〇〇の〇〇です。よろしくお願いします。
- 議長 説明者、議案第2号の案件申請を説明していただけますか。
- 1番申請者 案件としては、農地の上に太陽光発電設備を載せます。3メートルぐらいの高さのものの柱に、上に太陽光パネルを並べて設置します。下の農地については、サカキという作物を植えていく計画でございます。
以上です。
- 議長 申請者の説明が終わりました。質問のある方はお願いいたします。
2番。
- 2番委員 2番です。どうもご苦労さまです。先ほど1班でこちらの案件を審議させていただいたのですが、申請書にかなり事細かな営農計画であったり、栽培計画であったり、販売計画だったり書いてありましたので、是非その計画に則って実施できるように頑張ってくださいと思います。安中市農業委員会としても応援したいと思います。
以上です。
- 議長 ほかにございますか。
- 委員 なし。
- 17番委員 それでは、17番から質問させていただきます。
ご苦労さまでございます。この内容については、サカキということなのですが、サカキについては、植える木については、どのぐらいの年数のも

のを植えるのですか。

1 番申請者 サカキにつきましては、今の育成年としては、大体3年生程度です。ポットとして4.5号ポット、高さとしては大体80センチ程度のものを、弊社にて、脇芽等々を全部剪定しまして、お客様、クライアントのところに持っていったときに、もうすぐに植えて、あとは草刈りとか、そういったことをできる状態にして、弊社としてはお納めさせていただいております。大体3年目から4年目程度というところでご理解いただければと思います。

1 7 番委員 わかりました。今の説明の中で、3年目からと言ったのですけれども、その内容を細かく、先ほど中にあった、販売計画とありますけれども、そちらのどういったところに販売するのか、その辺ちょっとお聞きしたいなと思っております。

1 番申請者 まず、弊社としては、地元で本当は、ここでしたら安中市で回していただき、地産地消をやっていただきたいというのが一番のところなのですけれども、それに関する販売元であったり、そういうところは、弊社にてアドバイスとか、あとは弊社は花屋、生花店をやっていますので、葬祭事業などもやっておりますので、そういったグループ、ネットワークがあるのです。例えばうちでしたらフジテレビフラワーネットとか、そういったグループで安中市にも、安中市、前橋市、高崎市とか、たくさん仲間がありますので、そういうところにまずお声がけさせていただくと、正直足らないのです。

これは、きのう採ったものが車の中にあっただけで持ってきたのですけれども、これはホンサカキなのですけれども、これは正直足らなくて、お花屋さん結構欲しがります。あと、葬儀屋さんでも欲しがります、玉串として使うらしいです。なので、そういうところに。本当は地産地消でやっていただきたい。でも、そういうのが苦手だとかという方もいらっしゃいますので、そういったときは、弊社に全部送っていただければ、うちで買い取るという形でやっております。

以上です。

1 7 番委員 では、頑張ってやってください。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 なければ、質疑を打ち切ります。

では、ご苦労さまでした。

1 番申請者 よろしくお願ひします。

(1 番申請者退室)

議 長 次に、議案第 2 号 9 番の案件申請者から説明を求めます。

(9 番申請者入室)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いいたします。

9 番申請者 ○○の○○と申します。よろしくお願ひします。ミズブキとフキノトウを予定
しています。太陽光の下で営農するのですが、ことしに関しては作付と肥料等
をして、具体的には来年の年明けからフキノトウやミズブキの収穫をする予定
であります。

議 長 申請者から説明が終わりました。質問のある方はお願いいたします。ないです
か。

3 番。

3 番委員 3 番です。2 つほど。フキノトウは作ったことがあるのかと、あと販売先を教
えてもらえればと思います。

9 番申請者 フキノトウは作ったことはありません。これが初めてになります。出荷先は農
協のほうで。

3 番委員 頑張ってください。

議 長 ほかにございますか。

2 番

2 番委員 2 番です。今 3 番委員から質問がありましたけれども、営農型のこういった形
というのは、非常に今後地元の農家さんの役にも立つと思いますので、皆さん
が成功していただきたいと思います。フキノトウ等ですと、反日陰でも栽培は
比較的しやすいのかなと思いますけれども、除草であったり、その他結構手が
かかる作物でもありますので、耕作放棄地にならないように、是非いい作物を
育てていただきたいと思います。また、農協さん等の営農指導をよく受けてい
ただいて、的確な収穫を目指していただきたいと思います。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

8 番。

8 番委員 ご苦労さまでございます。申請書を見たら、JA の営農課から随分ご指導を受

けて、そこの指導のもとでやるというふうを書いてありましたので、素晴らしいかなというふうに思います。ただ、現地を見させてもらいましたところ、田んぼだったのですよね。あそこは盛土とか何かをしないとちょっと樹の付きが難しいのかなというふうに思ったのですけれども。

9 番申請者 一面全部造成します。

8 番委員 造成をするわけですか。

9 番申請者 はい。平らにします。

8 番委員 あと、機械の状況とかが出ていないのですけれども、ほかに何か作物とかは作っていらっしゃるのですか。

9 番申請者 自宅で食べる程度なのですが、キュウリとかナスとかジャガイモとか、そのぐらいはやっています。

8 番委員 でも、もう一つ4反歩ぐらい持っていますよね。

9 番申請者 今は、結構太陽光のほうを何棟か建てたりしてしまして、空いている土地をちょっと、そういった作物を作っています。

8 番委員 そういう状況なのですか。

9 番申請者 はい。

8 番委員 ○○に1軒だけ営農型でやっぱりフキを作っているところがありますが、なかなか思うようにいっていない状況があります。でも、是非頑張ってください。成功するようにやってください。よろしく願いいたします。ご苦労さまでございます。

議 長 ほかに質問ありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ、質疑を打ち切ります。

説明ご苦労さまでした。

9 番申請者 ありがとうございます。

(9 番申請者退室)

議 長 ここで審査班の意見を取りまとめるため、暫時休憩とします。

(休憩午後 1 : 13)

(意見取りまとめ)

(再開午後 1 : 13)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 2番です。1班に付託されました議案第1号、農地法第3条の関係は、1番の1件です。先ほど申請者が説明をされましたことを踏まえまして、審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 2班。

2班班長 6番です。2班に付託されました議案第1号、農地法第3条関係は、2番から4番の3件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3班。

3班班長 5番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条の関係は、5番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。ございませんか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号うち案件1、番号1番から16番及び18番から27番に対する書類審査結果について、各班から報告を求めます。

1班。

1班班長 2番です。1班に付託されました議案第2号、農地法第5条の関係は、1番から8番の8件です。審査班で農地法第5条の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 2班。

2班班長 6番です。2班に付託された議案第2号、農地法第5条関係は、9番から16番の8件と計画変更の1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3班。

3班班長 5番です。3班に付託された議案第2号、農地法第5条関係は、18番から27番の10件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号、案件1に対する質疑を行います。ございませんか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号、案件1に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、案件1、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号、案件2、番号17番に対する審議に入りますが、本件は

5番委員が農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限規定に該当するため、これを審議の間、5番委員の退場を求めます。

(5番委員退室)

議長 それでは、議案第2号、案件2、番号17番の書類審査結果について、2班の報告を求めます。

2班班長 6番です。2班に付託された議案第2号、農地法第5条関係は、17番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしておりますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。
これより議案第2号、案件2に対する質疑を行います。ございませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
これより議案第2号、案件2番、17番に対する採決を行います。
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号、案件2、番号17番の農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。
ここで5番委員の議事参与を認め、入場を許可します。

(5番委員入室)

議長 次に、議案第3号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。
1班。

1班班長 2番です。1班に付託されました議案第3号、農地法第5条の県知事許可分相当の案件は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。
以上です。

議長 報告が終わりました。
これより議案第3号に対する質疑を行います。ありませんか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について（県知事許可分）は、審査班の報告のとおり決定し、県知事に送付いたします。

次に、議案第4号に対する書類審査の結果について、各班から報告を求めます。

3班。

3班班長 5番です。3班に付託された議案第4号、公売農地の買受申込者適格認定関係は、1番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、公売適格者であると認めます。

議長 報告が終わりました。

これより議案第4号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第4号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、公売農地の買受申込者適格認定については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

なお、買受適格証明書の交付を受けた者が競落人となり、許可申請書を提出された場合には、買受適格証明書の交付を受けたときと事情が異なっていると認められた場合を除き、許可したいと思いますが、これに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、そのように計らいます。
次に、日程第 8、議案第 5 号、農用地利用集積計画の承認についてを議題と
します。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地
利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願
いたい。
令和 2 年 1 月 27 日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。
農用地利用集積計画は、議案書 8 ページ記載の 10 件です。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えま
す。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
本案について質問等ありましたらお願いします。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。
お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 5 号、農用地利用集積計画の承認については原案のとおり承
認し、市長へ送付することに決定いたしました。
次に、日程第 9、議案第 6 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議につ
いてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明をさせて
いただきます。
昨年 10 月に、農業委員会会長が農地転用に係る収賄容疑で逮捕されるとい
う不祥事が続けて発生いたしました。行政委員会である農業委員会は、法令
遵守による公正公平な庶務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなけれ

ばならないことを踏まえ、令和元年11月28日に開催されました、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保守に関する申し合わせが決議され、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。本申し合わせ決議の趣旨にのっとり、全ての農業委員会において、農業委員会の法令遵守の申し合わせの決議を実施するよう依頼されております。

それでは、議案書の9ページをお開きください。内容につきましては、令和元年12月開催の合同会議にて承認をいただいた内容となっておりますので、読み上げて説明にかえさせていただきます。

議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施し、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月27日

安中市農業委員会

以上でございます。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

議長 ほかにございますか。

委員 なし。
議長 なければ質疑を打ち切ります。
お諮りします。本案について決議することに賛成の諸君の挙手を求めます。
委員 挙手全員。
議長 挙手全員であります。
よって、議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については原案のとおり決議されました。
以上で議案審議は全て終了いたしました。
これをもちまして令和2年第1回安中市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議をいただき、ありがとうございました。

時に午後 1時30分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和2年1月27日

安中市農業委員会会長

3番委員

13番委員